

令和 2年 6月 30日

旭市長 明智 忠直 様



地方独立行政法人
総合病院 国保旭中央病院
理事長 吉田 象二



地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の業務運営等に関する規則
第15条に基づく積立金の処分に係る承認申請書

1. 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の業務運営に関する規則第15条第1項（1）の承認を受けようとする金額

○ 金 3,614,271,516 円

2. 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の業務運営に関する規則第15条第1項（1）の金額を財源に充てようとする業務の内容

○ 病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発等

○ 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の業務運営等に関する規則（抜粋）

第15条 法人は、法第40条第4項に規定する承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに承認を受けなければならない。

- （1）承認を受けようとする金額
- （2）前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2. 前項の申請書には、当該中期目標の期間の最終年度（以下「当該期間最後の事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

以上